

総会

配布：一般

2015年4月17日

第69会期

議事日程議題 131

2015年4月2日に総会で採択された決議

[第五委員会の報告書に基づく (A/69/702/add.1)]

69/272. 国際連合事務局における説明責任システムに向けての進展

総会は、

2004年12月23日の59/272および2006年5月8日の60/254の総会諸決議、2006年5月8日の総会決議60/260の第1節並びに2006年7月7日の60/283、2006年12月22日の61/245、2009年4月7日の63/276、2010年3月29日の64/259、2012年4月9日の66/257、2013年4月12日の67/253および2014年4月9日の68/264の総会諸決議を想起し、

国際連合事務局における説明責任および全ての加盟国に対する事務局の任務遂行についての事務総長の説明責任を強化する総会の公約を再確認し、

説明責任は、事務局のあらゆるレベルでの、特に高いレベルでの、注意および強い責務を要求している効果的且つ効率的な管理の中心的な柱であることを強調し、

国際連合に関連がある説明責任システムの策定における監視機関の重要な役割を認識しまた再確認し、

国際連合事務局における説明責任システムに関する事務総長の第四回進捗報告書¹および行財

¹ A/69/676.

政問題諮問委員会の関連報告書²を審議し、

1. 国際連合事務局における説明責任システムに関する事務総長の第四回進捗報告書¹に留意する。

2. 本決議の規定に従うことを条件として、行財政問題諮問委員会の報告書²に含まれた結論および勧告を是認する。

3. 上級管理者の継続した指導力および責務を通して事務局におけるあらゆるレベルでの説明責任の文化、成果重視の運営、事業リスクマネジメントおよび内部統制を促進する重要性を強調し、そして事務総長が、関連する職員の訓練を含んで、この目的のために適切な措置を講じるという総会の要請をくり返し表明する。

4. 総会決議 66/257 の第 I 節の第 4、5、9、10、13、14、15、17 および 19 項の諸規定をくり返し表明する。

5. 総会決議 68/264 の第 8、26 および 28 項の規定もまたくり返し表明する。

6. 全体としての説明責任システムを促進することと先に進めることにおける管理委員会の役割と責任を強調する。

事業リスクマネジメントおよび内部統制

7. リスク・レジストラの開発、事業リスクマネジメントのための統治機構の設立および特定された六つの主要なリスクの各々についての組織としてのリスク所有者の指名を含む、事業リスクマネジメントの強化に向けてなされた進展に感謝しつつ留意し、そしてこれに関連して事務総長に対し、特定されたリスク、とりわけ六つの極めて重要なリスクを管理することや緩和すること、そして具体的なリスクを取り扱う行動計画を策定することにより、国際連合全体の事業リスクマネジメントを実施した根付かせるための彼の取組を継続すること、また説明責任に関する次の進捗

² A/69/802.

報告書との関連で報告することを要請する。

8. 事務局の職員の作業習慣にリスクマネジメントの文化を埋め込むことまたは助長することに役立つ一貫したまた統合された事業リスクマネジメント制度を実施するために事務総長によりなされた取組を歓迎し、そして事務総長に対し、この目標を達成するために統治機構のあらゆるレベルでの継続した公約を確保すること、そして説明責任に関する次の進捗報告書との関連でこれに関連して講じられた具体的な活動について報告することを要請する。

9. 国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッションでの事業リスクマネジメントシステムの実験的实施の結果を期待し、またその他の現場での任務における段階的实施の期間中にそれらの任務についてのその実施に関する学んだ教訓と最善の慣行を特定することと共有することの重要性を強調する。

成果重視の運営

10. 成果重視の運営および業績報告は、包括的な説明責任枠組の欠くことのできない柱であることを再確認する。

11. 総会決議 68/264 の第 12 項を想起し、そして事務総長が、それを用いて事務局がその活動を遂行する、効率性を描写する適切な方法および手段を特定するという総会の要請をくり返し表明する。

12. 成果重視の運営作業部会の勧告の実施について為された進展に留意し、そしてこれに関連して事務総長に対し、総会決議 67/253 の第 6 項の規定を考慮しつつ、段階的に実行されたやり方で事務局の全体を通して成果重視の運営枠組の実施を加速する彼の取組を続けることを要請する。

13. 国連全体を通じた自己評価の文化を促進するためまた計画の立案と実施において関連する監視および評価手段の使用を主流化するために講じられた措置について事務総長を称賛し、事務総長に対し、適切な訓練を受けた職員を提供し続けることを要請し、また事務局の管理局における自己評価能力を強化するための事件の結果についての最新の情報を受け取ることに期待する。

14. 事務総長に対し、国連が普通に機能することの一部として成果重視の運営の実施のための、詳細な計画を一定の時間的枠組と明解な里程標と共に、説明責任に関する次の進捗報告書に含めることを要請する。

15. 総会決議 64/259 において総会により承認された、諮問委員会の報告書³の第 16 項に含まれた勧告を再確認し、そして事務総長に対し、説明責任に関する次の進捗報告書との関連で事情の最新情報を含めることを要請する。

個人的な説明責任

16. あらゆるレベルでの制度としてのまた個人的な説明責任を促進する現実の、効果的なまた効率的な制度を確立することや十分に実施することの重要性を強調する。

17. 契約や年末の評価は、上級管理者にとって独特な説明責任の手段でありまた国連における透明性に役立っていることをくり返し表明する。

18. 契約システムが説明責任の有意義なまた力強い手段となることを確保するため具体的な措置を更にとること、管理者がその目標と合うことを妨げる組織的問題、とりわけ募集の予定表を遵守することの関連するものに対処するための行動を取ること、そして説明責任に関する次の進捗報告書との関連でこれに関連して達成された進展について総会に報告することという事務総長に対する総会の要請をくり返し表明する。

19. 諮問委員会の報告書²の第 14 項を想起し、そして事務総長に対し、資源の効果的なまた効率的な管理に関する上級管理者の能力を評価するため、上級管理者の契約に追加の目的や指標を含めること、そして説明責任に関する次の進捗報告書でこれに関連した最新情報を提供することを要請する。

20. 2014 年 12 月 29 日の総会決議 69/250 で総会により要請されたように、政府間機関および

³ A/64/683 および Corr.1.

総会委員会への時宜を得た文書作製の発行に関する新しい標準的な管理指標を、2015 年上級管理者契約へ含めることに、感謝しつつ留意し、そして事務総長に対し、それが将来の契約に含まれることが続くことを確保することを要請する。

現場での任務における説明責任の強化

21. 事務総長に対し、現場での任務のあらゆる部門において説明責任を強化するための取組を続けることそしてあらゆる種類の性的搾取および虐待に関する国連のゼロ・トレランス政策の完全実施を確保することを奨励し、そして平和維持活動に関連する分野横断的問題に関する次の報告書の文脈における問題の審議に期待する。

国際公会計基準およびウモジャ事業資源計画制度

22. 事務総長に対し、国際公会計基準およびウモジャ事業資源計画制度の展開に関する利益を活用することにより説明責任枠組を強化しまた改善することを続けることを奨励し、そして事務総長に対し、説明責任に関する次の進捗報告書との関連でそのうえで報告することを要請する。

23. 諮問委員会の報告書²の第 16 項を想起し、意思決定過程のための適切な情報の欠如が、強化された説明責任枠組に規定された目標を達成しそして適切な業績測定および報告制度を設立する国連の能力を邪魔することを続けていることを強調し、そしてこれに関連して事務総長に対し、計画の立案、監視および報告の分野における国連のデータおよび情報の必要性に関連する現在の弱点を扱うための彼の詳細な計画を示すことを要請する。

道徳律および説明責任

24. 事務総長報告書の第 86 項において言及された道徳律およびレピュテーション・リスク評価を含む、国連における道徳律を強化するため事務局により遂行された継続している取組および現在の活動に留意し、そして国連が重大な不正行為の報告を奨励し、報復から不正を告発した人を守りそして報復を防止するために介入することを確保する国連の過程と対応を高めることの重要性を強調する。

調達における説明責任を強化すること

25. 諮問委員会の報告書²の第 33 項を想起し、そして事務総長に対し、調達訓練計画が、調達過程における本部の契約に関する委員会および地方の契約に関する委員会の各々の役割に関する国際連合調達便覧の規定を十分に処理することそして国際連合調達一般原則が、説明責任制度を策定することにおいて考慮されることを確保することを要請する。

その他

26. 諮問委員会の報告書²の第 35 項を想起し、一連の意思決定および内部統制の有効性に関連した委員会のコメントに留意し、事務総長に対し、職員、とりわけ上級管理者が、不正行為に対して責任を有することを要請し、そして効果的なやり方で管理不行き届きや意思決定のまずさに対処する、とりわけ最善の慣行や学んだ教訓を共有することによりそのような事例を削減する、必要性を強調する。

27. 事務総長に対し、その審議のため説明責任枠組の実施に向けて為された進展に関する年次報告書を提出し続けることを要請し、そして事務総長に対し、関連する本質的な議事日程議題に関する報告書に事務総長報告書の第Ⅲ節からⅧ節に含まれた問題についての説明責任に関する情報を含めることを考慮することを奨励する。

28. 事務総長に対し、説明責任枠組の実施について、再開された第 70 会期の最初の部分で、総会に対して報告することをまた要請し、そして当該報告書との関連で説明責任に関する将来の進捗報告書の頻度の問題に立ち返ることを決定する。

第 84 回本会議

2015 年 4 月 2 日